



飛島地区からの自動車の廃車について

— 定期船の貨物運賃の一部を補助します —



《補助制度の概要》

平成17年1月に施行された自動車リサイクル法は、ごみを減らし、資源を無駄にしないリサイクル型社会を構築するためにつくられた法律です。

離島対策支援事業として、飛島で使用していた自動車を適正に廃棄するために、酒田市本土へ海上輸送した場合、申請にもとづき、海上輸送費の一部（定期船貨物運賃の8割程度）を市から報償金として交付します。

補助を受けるためには申請が必要です。申請の期間・方法や貨物運賃の支払い期限など、気をつけていただきたい点がありますので、ご確認ください。

《補助の内容》

廃車に伴う貨物運賃は、いったんは全額をお支払いいただくことになります。

自己負担 2割	自動車リサイクル 使用済自動車等海上輸送費報償金 8割 申請後、酒田市から同額を指定の口座に振り込みます。
---------	--

＜支払う金額＞

◎普通自動車 13,880円（11,104円の報償金）

◎軽自動車 11,740円（9,392円の報償金）

※交付決定後に（ ）内の報償金を交付します。

※ 他の貨物運賃とは別に納付書を送りますので

1ヶ月以内に、納付をお願いします。

「使用済自動車等海上輸送費報償金」の申請が必要
(廃車の引渡し後に申請)

申請手続きについては、裏面をごらんください。

申請は、自動車を定期船で運んだ日から

2ヶ月以内 だから、忘れずにね！

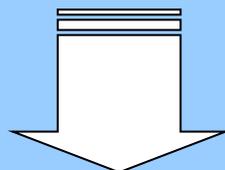




申請手続きの方法について

1

定期船での輸送の申込み（定期航路事業所）時に、
窓口で「廃車のための運搬」ということを申し出てください。
申請書類をお渡しします。
また、酒田市ホームページより電子申請を行うこともできます。



「廃車です」と、
言ってください



2

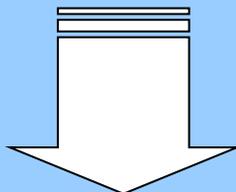
<報償金交付申請書の提出>

- 提出書類
- ①申請書（様式第1号）
 - ②使用済自動車を引取ったことを証明する書類
（使用済自動車引取証明書〔B券〕の写し）
 - ③海上輸送費を証明する書類
（定期船の貨物運賃領収証）

提出期限 海上輸送を行った日から **2ヶ月以内**



自動車を運んだ日から
2ヶ月以内ですので
ご注意ください！



<提出先>

- ・とびしま総合センター
- ・定期航路事業所
- ・環境衛生課

3

申請書類の審査

- 交付決定
 - 申請者へ通知（交付決定通知書が届きます）
 - 申請者の指定口座へ振り込まれます
（口座に振り込まれたことを確認ください。）

ご不明な点がございましたら、とびしま総合センター または
酒田市環境衛生課 まで、お問合せください。

〒998-0104 酒田市広栄町三丁目133 ☎31-0933

自動車リサイクル法



よろしくお願いします